

一九二〇年を中心とする

アメリカ合衆國の農場借地の實態

高橋 伊 一 郎

目 次

- 一、概 觀
- 二、定額借地
- 三、分益借地
- I、クロットパー式
- II、普通の分益借地
- 四、分益借地の經濟的基礎事情
- 五、要 約

一、概 觀

アメリカ合衆國における借地農の統計は一八八〇年から始まる。爾後一九四五年迄の借地農数は第一表の如くである。一九三五年迄毎年増加の傾向にあり、以後減少しているが、土地保有形態 (tenure) 別にその割合の變動を示すと第二表のようになる。借地農の増減を自作農のそれと比較すると、年代的に次のような

特徴が見られる。

(1) 一八九〇—一九〇〇年間には自作農、借地農ともに増加しているが、特に借地農の増加は著しい。(2) 一九〇〇—二五年には借地農の増加の程度が少くなつてゐるが、自作農の増加の程度はより少い。二〇—二五年には減少さえしている。然しこの期間においては全農場中に占めるそれぞれの比率は大きな變動を示さず、大凡安定している。(3) 一九二五—三〇年間は自作農の減少が著しく、之に對して借地農が非常に増加し、農場總數のうち四二・四%の高率を占めるに至る。(4) 一九三〇—三五年間には、自作農、借地農の何れも増加しているが、自作農の増加數の方が大きい。(5) 一九三五—四五年間には借地農の減少が著しい。之に比較して自作農は相對的に増加している許りでなく、四〇—四五年には絶對數も激増している。

つまり借地農の増減について云えば、二十世紀初頭以降二五年迄に略々相對的な安定を示した時期である。

第2表 土地保有形態別農場数：1880—1945年

年代	總農場數	自作農場	自小作農場	管理農場	借地農場	
	% (千)	%	%	%	%	
1880	100(4,009)	74.4	*	*	25.6	
90	100(4,565)	71.6	*	*	28.4	
1900	100(5,737)	55.8	7.9	1.0	35.3	
10	100(6,362)	52.7	9.3	0.9	37.0	
20	100(6,448)	52.2	8.7	1.1	38.1	
25	100(6,372)	52.0	8.7	0.6	38.6	
30	100(6,289)	46.3	10.4	0.9	42.4	
35	100(6,812)	47.1	10.1	0.7	42.1	
40	100(6,096)	50.6	10.1	0.6	38.7	
45	100(5,859)	56.3	11.3	0.7	31.7	
増減數	(千)	(千)	(千)	(千)	(千)	
1880—90	+	556	+	286	+	270
90—1900	+	1,172	+	442	+	730
1900—10	+	624	+	154	+	330
10—20	+	86	+	12	+	100
20—25	-	76	-	53	-	8
25—30	-	83	-	401	-	201
30—35	+	523	+	298	+	201
35—40	-	716	-	126	-	504
40—45	-	237	+	217	+	503

[註] U.S. Census of 1935, Vol. III, p.107より算出 (1935年迄)。Statl. Absts. of the U.S., 1947, p.592より算出 (1935—45年)。*は自作農場中に含まれる。

第1表

年代別借地農數
1880—1945年

年代	借地農數 (千)
1880	1,025
90	1,295
1900	2,025
10	2,355
20	2,455
25	2,463
30	2,664
35	2,865
40	2,361
45	1,858

[註] U. S. Census of 1935, p.107 (1935年迄)。Statistical Abstracts of the U.S., 1947, p.592 (40—45年)。

一九二〇年を中心とするアメリカ合衆國の農場借地の實態

補註 一九二〇年度センサスにおける一農場 (farm) とは、農業を管理・經營する一人の者によつて、直接的に作業が行われる土地を一括して云う。その者が自分だけの労働によるうと、家族或いは被傭者の手をかりようと、問わない。それで、一つの農場は一枚の圃場 (tract) もあれば、分離した數枚の圃場の場合もある。更に、數枚の圃場が、それぞれ違つた土地保有形態の下にある (例えば自小作農) こともあるが、このような規定により農場數と農業經營者數 (farmers) とは一致する。但しセンサス集計者

合衆國農業においては、一八九七年以降第一次大戰迄の「比較的平穩な時期において土地資源の掠奪が一般的になくなつて、より集約的な地方維持的 (耕作) 方法となり、しかも古びた手先仕事 (age-old craft) から機械と商業化との新組織への調整が含まれた」。然るに世界大戰の終了と共に「一九一九年末を以て價格の上昇 (生産の) 發展及び比較的自由的な企業界における戦前の全農業計畫の幕は閉ぢ、突如として外國市場の喪失、價格の下降及び (生産の) 縮少、更に之等を一層混亂させた馬から機械力への劇期的變化の影響等の諸條件に對して全農業經濟の再編成を強行せねばならぬ」こととなつた。云わば一九二〇年前迄は合衆國農業の比較的均衡のとれた順調な發展期であり、例えば一九三三年農業調整法において諸農産物のパリテイ價格計算の基準年度は、一九〇九年八月—一九一四年七月の期間におかれる。

一九二〇年を中心とするアメリカ合衆國の農場借地の實態

(enumerators) がこの規定を適用する場合には、農業用として使用された三エーカー以上の土地及び三エーカー未満の土地で一九一九年に少くも二五〇弗を生産し、或いは最低一人の継続的な農業従事者を要した場合に一農場とするように云われている。従來のセンサスにあつては、一農場の定義がそれぞれ少しづつ異つてゐるから、之による農場数の變動が幾分あることは免れなく。然し、一九一〇年度の定義は、一九二〇年度のそれと同一である (14 the Census of the U.S., 1920. Vol. V, p. 14-15)。

借地農の中には、父の所有する農場を經營し、遠からず自作農となる者をも含む。このように親族(父、及び養父)が多く、其の他の近親者の場合もある) から賃借してゐる借地農がどれ程あるかを見ると、一九二〇年の米國の中の二四州、五六・八四五借地農場についての調査では、約二三%がそれに當る。之を地域別に見ると、下表の如く北部中央區(三六%)と南部(一三%)とでは著しく差がある。

自自作農場(part-owner farms)の借入部分は一九二五年で農場總面積(自自作農場當平均三五エーカー)の四八・九%である。

親族地域の借地者：一九二〇年
 農業者の借地：
 國借地比：
 家借地比：
 合衆國別百分

地域別	調査州	百分比
北部	6	36
中部	5	26
南部	4	23
大平原	9	13

[註] U.S.D.A. : Agr. YB., 1923, p 529.

その割合は一九三〇年、三五年(二〇年についてはなし)に共々五〇・九、五〇・五%で、大きな變化なく、何れも約二分の一を賃借してゐる (U.S. Census of 1935, Vol. I, p. 109)。

なお本稿で使用する地方名については次の通りである。

- ニュー・イングランド地方
 - 中部大西洋岸地方
 - 東北中央地方
 - 西北中央地方
 - 南部大西洋岸地方
 - 東南中央地方
 - 西南中央地方
 - 山岳地方
 - 太平洋岸地方
- } 北部
 } 北部中央地方
 } 南部
 } 西部

(註一) A. B. Gennung: Agriculture in the World War Period. U. S. D. A., Farmers in a Changing World, p. 278.

(註二) A. B. Gennung: Ibid., p. 295.

さて一九二〇年のセンサスを中心として、合衆國農業における借地農の地位を大つかみに考察しよう。同年における土地保有形態別經營の割合を示すと第三表のようになる。農場數、農場總面積、改良地面積及び總農場財産額の何れについても、借地農は自作農に次いで重要な地位にあり、その割合も三分の一前後を

第3表 各土地保有形態別に見た割合：1920年

項目別	合衆國總計	自作農場	自農小作場	管理入場	借地農場
農場數	千 6,448	% 52.2	% 8.6	% 1.1	% 38.1
農場總面積	百萬エーカー 955	48.2	18.4	5.7	27.7
改良地面積	百萬エーカー 503	46.8	15.7	2.6	34.9
農場財産	百萬弗 77,924	47.3	13.8	4.0	34.9

〔註〕 U. S. Census of 1920.

第4表 1920年前後各國別借地農の占める百分比

國名	年代	借地農 (%)		自小作農 (%)	
		經營數	農場面積	經營數	農場面積
イギリス フランス ベルギー	1914	88.9	90.2	-	-
	1916	36.0	-	-	-
	1892	26.1	47.2	-	-
	1907	25.4	12.7	-	-
	1910	-	54.2	-	-
アメリカ カナダ オーストラリア	1918	8.0	7.3	-	-
	1920	38.1	27.7	8.7	18.4
	1921	7.9	14.6	5.6	-
	1914	38.5	-	-	-
	1917	-	78.9	-	-
ニュージーランド 中国 日本	1917	-	58.5	-	-
	1920	28.1	-	21.4	-
	1921	28.5	46.3	30.6	-

〔註〕 U.S.D.A. : Agr. YB., 1932, p. 508. オーストラリアは王領地 (crown land) 77%、ニュージーランドは王領地 46%を含む。日本・フランス・カナダでは借地農場面積中に自小作農場の賃借面積も含む。

占めている。すなわち第四表で見られるように、イングランドにおいて借地農の經營數及び農場總面積がそれぞれ九〇%前後であるのに比べると、合衆國の農業においては自作農が主柱となつてゐるけれども、それにもかかわらず借地農が大きな地位を占めつつある。

第五表により一九二〇年度の借地農の地方別割合を示す。借地農は南部及び北部中央地方に多く、他の地域は殆んど問題とならぬくらいに少い。南部だけでも全借地農數の六五%を占め、兩地方を合計すれば九三%を占めている。然しまたそれぞれ地方において借地農經營を無視できないことは各地方別の農家總數のうちには占める借地農の割合からして明らかである。ニュージーランド以外の地方ではいずれも一割以上を占めている。

更に各作物栽培地域別に借地農數の割合を見ると(第六表) いずれの

第5表 借地農の地方別割合：1920年

地方別	借地農總數	地方別割合	各地方の總農家中に占める借地農の割合
ニユー・イングランド地方	12	0.5%	7.4%
中部大西洋沿岸地方	88	3.6%	20.7%
東北部中央地方	304	12.4%	28.1%
西部中央地方	375	15.3%	34.2%
南部大西地方	542	22.1%	46.8%
東南部中央地方	522	21.3%	49.7%
西部中央地方	527	21.5%	52.9%
山岳地地方	37	1.5%	15.4%
太平洋沿岸地	47	1.9%	20.1%
合計	2,455	100.0%	38.1%

[註] U. S. Census of 1920, Vol. V, p. 133~34.

第6表 各作物栽培地域における借地農數の變動：1910—30年

各作物栽培地域	借地農數(千)			總農場中における借地農の比率(%)			借地農數の指數(1910=100)	
	1910	1920	1930	1910	1920	1930	1920	1930
棉花	1,011	1,040	1,200	60.1	60.6	67.2	102.9	118.7
トモロコシ	359	376	388	37.1	40.0	42.8	104.7	108.1
小麦	72	100	130	23.0	30.2	39.0	138.9	180.6
煙草	203	236	249	43.4	45.8	50.8	116.3	122.7
米	11	12	19	44.9	49.5	60.1	109.1	172.7
甘蔗	4	4	4	41.0	44.8	48.2	100.0	100.0
酪農	131	124	108	17.1	16.7	16.3	94.7	81.7
都市消費	199	180	170	27.2	28.8	26.4	90.8	85.4
其他	68	53	64	22.4	23.8	25.1	77.9	94.1
計(平均)	2,355	2,455	2,664	37.0	38.1	42.4	104.2	112.1

[註] U.S.D.A. : Agr. YB., 1938, p.149. より作成。自小作農は含まず。

年度においても棉花、米、煙草、甘蔗及びとうもろこし栽培地域に多い。しかも之等の地域においては調査年度毎に増加している。一九一〇—二〇年間及び二〇一三〇年間のいずれにおいても平均以上の増加を示しており、之に對して普通農業、酪農及び都市消費向作物地域においては減少さえしている。

借地農場數の増減を自作農場と比較すると第七表のようになる。一九一〇—二〇年間において、自作農も棉花及び煙草作物地域に増加しているが、その數は借地農より少い。借地農は更にとうもろこし、煙草及び小麦作等の地域においても増加している。一九二〇—三〇年間になるとこの傾向は一層はつきりと見られる。自作農は都市消費向作物地域以外のあらゆる地域に大幅の減少を示している。之に反

一九二〇年を中心とするアメリカ合衆國の農場借地の實態

第8表 借地農の種類別割合：1880—1945年

年度	分益定額其他		借地農
	借地農	借地農	
1880	68.5	31.5	
90	64.9	35.1	
1900	62.9	37.1	
10	64.9	35.1	(4.8)
20	73.6	26.4	(2.6)
30	81.6	19.4	
40	78.2	21.8	(8.9)
45	78.4	21.6	

〔註〕 第1表に同じ
 1) 1880—1920年は、其他借地農は定額借地農に含まれる。
 2) 1930—45年は、其他借地農は分益借地農に含まれる。
 3) 分益借地農中に、分益定額借地農を含む。

第7表 各作物栽培地域別、自作農場及び借地農場数の増減：1910—20年及び1920—30年

各作物栽培地域	1910—20年			1920—30年				
	自作農場	借地農場	地場	自作農場	借地農場	地場		
	(千)	(千)	(千)	(千)	(千)	(千)		
棉	+	24	+	29	-	90	+	160
トウモロコシ	-	47	+	17	-	45	+	12
小麦	-	6	+	28	-	28	+	30
小煙	+	14	+	33	-	41	+	13
米	+	1	+	1	-	1	+	7
甘蔗	-	0	-	0	-	1	-	0
酪農	-	16	-	7	-	62	-	16
普通農	-	14	-	19	-	42	-	10
都市其他	-	30	-	15	+	25	+	11
計	+	40	+	33	-	83	+	2
	-	14	+	100	-	368	+	209

〔註〕 U.S.D.A. : Agr. YB., 1938, p. 149. より作成。

第9表 合衆國各借地農別一農場平均財産額、農場總面積及び改良地比率：1920年

借地農種類別	農場總財産		土地	建物	農機具	家畜	農場總面積*
	弗	弗					
自作農場	10,942	7,146	1,976	582	1,238	137.0	
小作農場	19,288	14,190	2,197	877	2,025	314.2	
管理借地農	45,761	32,252	6,685	1,516	5,307	390.8	
分益借地農	11,072	8,407	1,283	425	958	107.9	
分益額借地農	12,074	9,045	1,462	493	1,074	123.6	
分益額現物借地農	2,961	2,230	404	77	250	40.2	
定額借地農	31,534	26,182	2,520	1,037	1,795	190.4	
定額現物借地農	14,481	10,816	1,710	570	1,385	135.6	
其他	3,515	2,392	517	154	452	60.8	
	10,642	7,711	1,438	411	1,082	133.6	

〔註〕 U. S. Census of 1920, p. 167. * は ibid., p. 148.

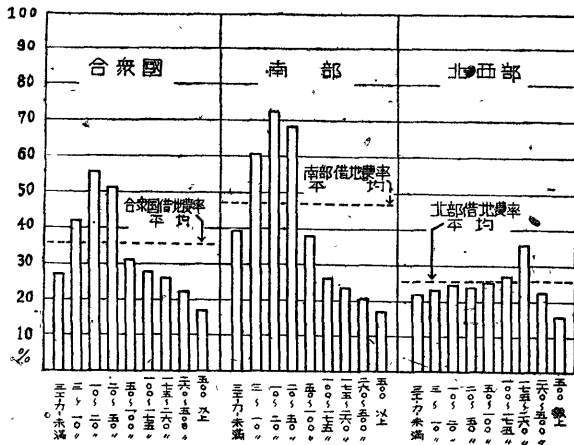
一九二〇年を中心とするアメリカ合衆國の農場借地の實態

一三九

して借地農は、棉花、とうもろこし、小麦、烟草及び米等の作物地域に著しく増加している。

合衆國の借地農を大別すると分益借地農及び定額借地農に分たれるが、兩者の割合の年次別變動は第八表の如くである。其他借地農 (Unspecified) を兩者のいずれに計算するかによつて違ふので、一九二〇年迄の割合を三〇年以後のそれと直接に比較することはできない。然し合衆國では一般に分益借地農が多く、殊に二十世紀以降にはその割合が増大している。

次に第九表に示すように借地農の農場平均財産總額は約一千弗で、自作農場よりも僅かに大きい。一般的に云えば借地農場と自作農場とは經營規模の相違は殆んど見られない。然しこのことは合衆國全土の平均値についてのみ云われることであつて、經營面積別、借地農の種類別及び地方別に見ると、決して借地農が平均的に存在しているものでないことが分る。第一圖は一九〇〇年度の資料



第1圖 経営面積別借地農場数の割合

〔註〕 U. S. Census of 1900, Vol. V, p.4.

に基いたものでは、合衆國では借地農に就いて經營面積別の分類が殆んどない、借地農は中間面積規模に多いことと、南部では一般に借地農の

比率が高いけれども、三乃至五〇エーカー未満の小經營面積に多い。北・西部では一〇〇乃至二六〇エーカーの中經營面積に多い。更にこれを同一年度の資料によつて借地農の種類別に見ると(第十表)定額借地農は經營面積が極端に大きいか或いは小さな場合に平均以上の割合を占め、分益借地農は一〇エーカー以上

第10表 總借地農場中、經營面積別分益借地農場の割合：1900. 6. 1.

經營面積別	U.S. (%)	南部地方 (%)	北部、西部諸地方 (%)
總借地農場中の比率	62.8	62.7	63.0
3 エーカー未満	21.4	30.0	14.5
3 ~ 10	46.5	52.2	31.9
10 ~ 20	64.4	67.4	48.7
20 ~ 50	63.6	64.1	61.7
50 ~ 100	62.9	61.6	64.3
100 ~ 175	64.8	62.0	66.4
175 ~ 260	64.4	61.3	66.0
260 ~ 500	66.7	58.6	70.5
500 以上	57.6	48.2	65.2

〔註〕 U. S. Census of 1900, Vol. V, p. 4. H. A. Turner, ibid., p. 533.

五〇〇エーカー未満に平均よりも多い。同じ分益借地農でも南部では一〇エーカー以上五〇〇エーカー未満迄に多く、北部及び西部では一〇〇エーカー以上五〇〇エーカー未満に多い。北部及び西部の分益借地農と南部のそれとは大分相違がある。

二、定額借地

C. L. スチュアート氏によれば、合衆國の定額借地とは「分益借地でないあらゆる形態のものについて云い、従つて一定量の貨幣、生産物或いは勞働をもつて地代とするものを含む。第十一

第11表 定額借地農の地方別割合：1920年

地 方 別	定 額 借地農*	各定額借地農場 數=100		各地方別農場總 數=100 **	
		定額借地 農のみ	定額現場 農のみ	定額借地 のみ	定額現場 のみ
ニユーイングランド地方	(千) 8	% 1.7	% -	% 5.2	% -
中部大西洋岸地方	33	6.8	-	7.7	-
東北中央地方	77	16.0	-	7.1	-
西北中央地方	108	22.4	-	9.8	-
南部大西洋岸地方	(75) 140	13.5	71.8	6.5	6.5
東南中央地方	(25) 124	20.7	24.0	9.4	2.4
西南中央地方	(4) 60	11.5	4.2	5.6	0.4
山岳地方	11	2.3	-	4.5	-
太平洋岸地方	24	5.1	-	10.4	-
合 衆 國	(105) 585	100.0	100.0	7.5	1.6

[註] U. S. Census of 1920, Vol. V, p. 148. より計算

* ibid., p. 133~34.

** 定額現物借地農を含み、其他借地農を除く。括弧内は定額現物借地農數。

一九二〇年を中心とするアメリカ合衆國の農場借地の實態

第12表 主要収入源別各借地農の割合：1900年

主要収入源	借地農 地數	定額 借地農	分借地 益農
花種	1	89.9	10.1
蔬酪	0.3	78.9	21.1
米	47	62.2	37.8
果砂棉家草	83	53.7	46.3
實糖花畜物	3	53.0	47.0
及穀	14	46.1	53.9
草	3	43.5	56.4
其他	725	43.4	56.6
煙其	317	37.3	62.7
	518	25.7	74.3
	51	18.5	81.5
	264	35.2	64.8
合計又は平均	2,026	37.2	62.8

[註] H. A. Turner : ibid., p. 530.

表で示すように、約六〇萬の定額借地農のうち八割強が貨幣地代で、二割強が生産物地代である。勞働地代は甚だ稀で、南部地方の少數のプランテーション區域にしか行われていないのでセンサスでも特に分類されてない。

前述のように定額借地農は借地農總數の約二割六分（一九二〇年）にすぎず、またその割合は減少しつつある。主要収入源別に借地農總數中に占める定額借地農の割合を見ると（第十二表）、花

卉、種苗及び蔬菜等の都市消費向作物に多い。然し之等の借地農の絶對數は少いし、また之等の栽培は特殊なものであつて、合衆國農業に重要な地位を占めるものでない。例えば、第十二表とは

分類基準が少し違ふが第六表に見られるように、全農場中に占める割合が少いことから明瞭である。

定額現物借地農はもつぱら南部の黑人借地農に見られるが、總數約十萬五千の三分の二は南部大西洋岸地方のジョージア及び南カロライナの棉花栽培州にいる。同じく棉作借地農の場合でも、ジョージア及びアラバマ兩州界を境として東側には定額現物借地農が、西側には定額借地農が多い。⁽³⁾

定額現物借地農は棉リント (lint) の一定量を地代として支拂うのであるが、棉リント總生産量に對する地代部分の占める割合は大きい。一九一八年のジョージア州の某カウンティ調査では三六・八%である。棉作地のエーカー當り平均生産量は一九一・七ポンドで、地代の割當は棉作地については六九・五ポンド、其他耕地については三七・四ポンドの棉リントで、當カウンティ總計四一萬ポンド餘である。従つて三六・八%とは總生産物に對する地代割合をそのまま現わしているのではなく、生産せる棉リントの大部分が地主に歸屬することを意味する。之は棉花がこの地方における主要な現金作物であり、地主も多くは棉作農場を經營し、しかも商人である場合が多いことによる。

第十三表で示されるように、定額現物借地農の經營規模はコロツパ以外各借地農に比べて非常に小さい。定額現物借地農の農場當平均總面積は約六〇エーカー、農場當平均財産額は約三、五〇〇弗にすぎない。そして棉リントの定量を地代として支拂うので、その他の作物を自由に栽培することができず、地主に對し

てやや從屬的關係に立つと云われている。⁽⁵⁾

定額現物借地農以外の定額借地農は北部中央地方及び東南中央地方に多い。(第十一表)第十三表によれば農場當平均總面積は、西南中央地方及び山岳地方では分益借地農の約二倍もあるが、北部では分益借地農よりかなり小さくなつてゐる。既に見たように、定額借地農は都市域向の特殊作物の小面積集約栽培に多い。それは特に北部地方に著しく、西部では放牧を主とする大面積農場に多いことによることが大きい。

通常の場合には、地代の量についてはともかく、その形態については地主が選擇しうる。後述のように合衆國の地主は一般に分益貸を歓迎する傾向があり、定額貸は、地主が諸種の事情によつて借地農場經營を監督指導できない場合とか、或いは蔬菜園藝等の特殊技術を要する場合に多い。

いずれにせよ、定額借地農が經營數及びその増減傾向、栽培作物、經營規模、更に地主側の事情等の點から、合衆國における借地農場の標準タイプでないと云へよう。

(註一) C. L. Stewart: Cash Tenancy in the U. S., Internatl. Review of Agrl. Economics, April-June, 1925, p. 1.
65.

(註二) C. L. Stewart: *ibid.*, p. 170.

(註三) マチニアート氏によれば、この差は法律的理由によると云われている。すなわちジョージア及び南カロライナでは、定額現物地代が法律で認められてゐる。従つて、他地方

第13表 各借地農の地方別—農場當平均面積：1920年

	地 方 別	自作農	分益借地農	クロットパー	分益定額定額借地農	定額借地農	定額現物借地農	其 他
一農場當平均總面積*	ニューイングランド地方	エーカー 103.6	エーカー 162.3	エーカー —	エーカー 100.2	エーカー 96.3	エーカー —	エーカー 109.8
	中部大西洋岸地方	86.2	122.9	—	108.5	89.3	—	94.8
	東北中央地方	94.6	128.4	—	166.6	105.2	—	107.8
	西北中央地方	188.8	234.1	—	229.9	190.0	—	198.8
	南部大西洋岸地方	104.2	67.1	42.4	69.6	70.2	65.6	76.7
	東南中央地方	105.7	52.6	30.4	41.5	56.9	49.5	59.9
	西南中央地方	192.4	100.9	49.8	122.1	217.4	43.7	164.6
	山岳地	315.7	289.5	—	417.2	489.0	—	481.4
	太平洋岸地方	145.1	331.1	—	362.1	216.3	—	346.5
合 衆 國	137.0	123.6	40.2	190.4	135.6	60.8	133.6	
一農場當平均財產額**	ニューイングランド地方	弗 6,605	弗 11,282	弗 —	弗 9,404	弗 6,730	弗 —	弗 5,769
	中部大西洋岸地方	7,947	11,571	—	10,277	10,756	—	8,855
	東北中央地方	12,123	20,187	—	41,495	18,940	—	15,583
	西北中央地方	21,694	24,950	—	34,785	13,102	—	20,353
	南部大西洋岸地方	6,164	4,920	3,000	5,262	4,305	3,942	4,288
	東南中央地方	5,307	3,427	2,313	6,515	3,334	2,423	3,385
	西南中央地方	8,300	6,480	3,750	9,115	7,556	2,482	6,257
	山岳地	12,913	19,095	—	23,249	17,191	—	18,561
	太平洋岸地方	16,338	34,811	—	39,289	21,497	—	20,561
合 衆 國	10,942	12,074	2,961	31,534	14,481	3,515	10,642	

〔註〕 * U.S. Census of 1920, Vol. V, p. 148.
 ** U.S. Census of 1920, Vol. V, p. 167~68.

では當然に分益借地農或いは定額借地農となるべき者のうちからも組入れられた者があるため定額現物借地農が當地方に多し。(C.L. Stewart: *ibid.*, p. 177)。

(註四) C.L. Stewart: *ibid.*, p. 177-

(註五) 澤村康氏 小作法と自作農創定法「昭和二年、改造社、四七六頁。

(註六) C.L. Stewart: *ibid.*, p. 193.

(註七) C.L. Stewart: *ibid.*, p. 186.

三、分益借地

H. A. ターナー氏は、一九二〇年度センサスにおける次の三種の借地農を一括して分益借地農の考察の対象としている。ここでもまたそれに従う。

分益借地農 (share tenants) — 自己所有の役畜を提供し、農場の使用に對し生産物の一定割合 (例えば二分の一、三分の一或いは四分の一) を支拂う者。

クロッパー (croppers) — 役畜をも地主から提供されている分益借地農。

分益定額借地農 (share-cash tenants) — 賃借地の一部に對しては生産物の一定割合を、他の一部に對しては定額 (主として貨幣) を支拂う者。

ターナー氏は更に説明を加えて、センサスによつてクロッパーに組入れられるような借地農は南部以外には殆んど見られ

ないので、センサスでも南部地方についてのみクロッパーの数を擧げている、と。

第十四表で見られるように合衆國では一九二〇年に約一八〇萬の分益借地農がいるが、そのうち約六割強が普通の分益借地農で、三割強がクロッパー、一割弱が分益定額借地農である。普通の分益借地農は北部中央地方と南部地方に多く、それぞれ借地農總數の約三分の一、五分の三を占め、兩地方合計で九割以上を占めている。クロッパーは南部にのみ見られる。分益定額借地農は西部中央地方に五割以上も居り、北部中央地方のみで約八割を占めている。

一九二〇年において分益借地農が借地農總數のうちで七割以上を占める州は二三州を數え、その大部分は合衆國農業で重要な地位を占める。特に棉花の大生産州であるテキサス、及び小麦の重要な栽培州であるノースダコタでは九割以上が分益借地農である。

一九一〇—二〇年間で、借地農のうちで分益借地農の占める割合の増加は南部並びに北部中央地方に著しい。之等の地方のうちには増加の程度が左程でなく、或いはむしろ減少した州もあるけれども、絶對數においては増加しているか (ミネソタ、ネブラスカ、サウスダコタの諸州)、或いは既に分益借地農が著しく多い州 (テキサス、ノースダコタ) である。

既に見た如く、分益借地農は中位面積規模に多い。ということ、分益借地農の多くは家族規模農場 (family-sized farms)

第14表 分益借地農の地方別割合：1920年

地 方 別	各借地農總數 = 100 とせ る 場 合 *			各 地 方 農 場 總 數 = 100 と せ る 場 合 **		
	分益借地 のみ	クロツ パー	分益 = 定 額借地	分益借地 のみ	クロツ パー	分益 = 定 額借地
ニユーイングランド地方	0.2	—	0.1	1.7	—	0.1
中部大西洋岸地方	4.6	—	0.9	12.0	—	0.3
東北中央地方	16.3	—	26.2	16.8	—	3.1
西北中央地方	16.7	—	53.4	17.0	—	6.2
南部大西洋岸地方	16.7	36.1	1.6	16.1	17.5	0.2
東南中央地方	15.7	36.0	5.3	16.7	19.2	0.6
西南中央地方	25.8	27.9	10.9	29.0	15.7	1.4
山岳地方	2.1	—	0.6	9.8	—	0.3
太平洋岸地方	1.8	—	1.0	8.4	—	0.6
合 衆 國	100.0 (1,118千)	100.0 (561千)	100.0 (128千)	17.3	8.7	2.0

[註] * U.S. Census of 1920, Vol. V, p. 148 より計算。

** ibid., p. 133~34

一九二〇年を中心とするアメリカ合衆國の農場借地の實態

であることを意味する。合衆國では家族規模農場は壓制的に多く、家族労働力を主とするけれども、農業機械を使用することによつて高度な商品生産を行う。つまり分益借地農の数が重要な農業生産地方に多く、而も増加しつつあるという點からだけでなく、合衆國農業の主な擔當者としての家族規模農場に多いということからしても、分益借地農は合衆國における農場貸貸の標準タイプであると云えよう。

従つてここでは分益借地農について稍詳細に考察する。またさうすることによつて、定額借地農の性格も一層明確に理解できる。

(註一) U.S. Census of 1920, Vol. V, p. 121.

(註二) H.A. Turner: The Share Renting of Farms in the United States, International Review of Agricultural Economics, Oct-Dec., 1923, p. 500.

(註三) 分益借地農の割合が高率のものから挙げれば、テキサス、ノースダコタ(以上九〇%以上)、ケンタツキー、デラウェア、ノースカロライナ、アーカンサス、オクラホマ、ヴァージニア、インディアナ、マリランド、ルイジアナ、カンサス、テネシー(以上九〇―八〇%)、サウスダコタ、ミシシッピ、ネブラスカ、ミズウーリ、コロラド、ニユーメキシコ、イリノイス、オハイオ、モンタナ及びミシガン(以上八〇―七〇%)の二三州である。

(註四) H.A. Turner: ibid., p. 504.

(註五) 一九四〇年センサスによれば、一九三九年を通じて雇傭労働に金錢を支拂つていた農場数は二、二六〇、〇〇〇で、農場總數の三七％にすぎない。更にエリツクソン及びブレンスター兩比の計算によれば、雇傭労働に依存する大農家 (larger than family farm) は、同じく四〇年で〇・九％にすぎない。九割は家族労働力を主とする經營である。そのうち家族労働力を十分に燃焼せしめることの出来ない農家三四・四％を除くと、農場總數の六四・八％は大づかみに云つて家族規模農場と見られる。(細野重雄氏「アメリカ農業の機械化」農林省農業總合研究所、昭和二四年刊、一六七頁)。

I 「クロツパー」式

「クロツパー」式は主に南部諸州の棉作地方及び烟草作地方の黑人借地農について行われる。C・O・プランネン氏によれば、クロツパーの經濟的定義について次のように云つている。農業労働者であつて耕作に必要な労働力を提供し、時には種子、肥料及び販賣費用の一部または全部を提供して作物の一定割合を受取り、且つその労働はプランテーションまたは農場經營者 (the plantation or estate operator) の綿密な監督のもとに行われる。雇傭引用者 (。そして「典型的なクロツパーとは農業經營における最小限度の分擔として (as a minimum contribution) 労働力を提供する」)。センサス分類においては「役畜をも地主から提供されている分益借地農」(share tenants) (雇傭引用者) として規定しているが、クロツパーの本質が借地農であるか、農業

労働者にすぎないものかについて問題を殘している程零細な經營である。

C・L・スチュアート氏によれば「法律上からはクロツパーは賃借權或いは他の所有權 (leasehold or other ownership interest) をもたない農業不動産 (farm real estate) を耕作し、雇傭主のために作物を生産して一定割合の作物を賃銀として雇傭主から受取る者として規定されている。雇傭主は少くも不動産における賃借權を保有する。クロツパーは州法によつて他の權利を與えられてなければ、僅かに補償權をもつにすぎない」(三三)ともかく南部地方の黑人は一般に無資産者で、地主は住居小屋、菜園、農具及び役畜を提供する。收穫後、クロツパーは作物 (crops) の二分の一を得るが、その販賣は、一般に地主の手を通じて行われる。地主が商人を兼ね、或いは商人と深い關係を持つからである。ある場合には地主はクロツパーに農地を僅かしか貸し與えず、そこで生産された作物にはクロツパーに對する前貸確保の意味をもたせ、クロツパーの生活費の大部分を地主農場で働いて得た賃銀で賄ねせるものさである。(三三)つまりクロツパーは一定割合の作物を賃銀として受取るようなもので、農業労働者と殆んど變りがない。第九表で見られるように、クロツパーの經營面積及び農場當り平均財産額は極めて小さい。従つてクロツパーの取得分は絕對額において小さいことが察せられる。事實クロツパー一家族當り平均収入 (含經營農場外の勞賃収入) は一九三四年で一五四弗 (デルタ地帯)、五一九弗 (大西洋岸平原地帯) の低さである。(三六)

クロッパ―は南部地方に行われ、一九二〇年には約五六萬戸あるが、その地方的分布は第十四表の如くである。特にジョージア及びミシシッピの二州に多い。それらの州における全農家に對する割合は、前者では三一・四％、後者では三一・九％である。すなわち農家三戸につきクロッパ―一戸弱となる。

ミシシッピのデルタ地帯の或るプランテーションにおける實例を示そう。このプランテーションは四二〇〇エーカーもあり、一三〇戸の黑人農家を擁し、二人の監督者を雇つてゐる。黑人農家の全部が地主から住居小屋を提供され、その半数以上が騾馬及び農具を持たない。騾馬、農具を所有する黑人農家の經營面積は總耕作地の四割、とうもろこし作地の三割にすぎず、騾馬所有頭數も農場の總頭數一三〇頭の四割強(四五頭)である。黑人農家當り平均棉作地一エーカー、とうもろこし四エーカーである(成人勞働力一人につき棉作地六エーカー、とうもろこし作地二エーカーが割當の基準)。なお地主はクロッパ―に耕作させる他に賃勞働者を雇傭して乾草、とうもろこし、棉花を六〇〇エーカー餘り栽培するが、そのうち棉作地は僅かに一割八分を占めるにすぎない。黑人に對する前貸のやり方には收穫期に回收できるよ(八)うに意が拂われてある。それで不足する者には賃勞働の副業がある。クロッパ―は勞働力並びに棉繰費の二分の一を提供し、栽培した棉花及びとうもろこしの二分の一を得るが、前借額は更にクロッパ―の取得分、それも棉花のうちから差引かれる。

次にテキサス州エリス・カウンティには白人による大棉花農場

が多く、プランテーション組織は一般的でない。と云つても、同郡にはクロッパ―が分益借地農の約五割を占めてゐる。借地農のうちには、クロッパ―を雇傭したり、或いは餘分の賃借地をクロッパ―に複貸することすら行われる。(九)同地方では、クロッパ―のうちにも更に「ハーフ・ハンド(half hands)＝農業勞働者的借地農」と「ハーフ・レンター(half renters)＝半借地農」の二に分たれてゐる。前者は殆んど農業勞働者と云いうるもので、賃借農場の耕作は副次的な意味しかなく、むしろ地主の農場で賃勞働者として働く方が主となつてゐる。後者は前者に比べれば幾分ましな農場面積を賃借し、地主農場に賃勞働者として働くことは稀である、が獨立した借地農と云いうる程のものでない。

以上のようにクロッパ―は殆んど農業勞働者に等しく、その収入は經營面積が零細であることによつて制限される許りではない。その經營組織が棉花、煙草等の特定の現金作物に集中してゐるので、その生産量と價格の變動のために収入額は收穫期まで不定であり、従つて無資産の蒙る企業危険の度合が相對的に過大となるおそれが多い。過度の單作であるために収入も年間一乃至二回程度で、單作の季節性から少くも年間の三分の一は閑暇で仕事がなく農場外副業の機會を得なければ生計が成立たぬ程である。然し棉作地帯周邊の雇傭機會は一般に少く、而も副業をやる期間も季節的に制限されるため一層少くなる。いきおい地主の前貸に頼ることが廣汎に行われることとなる。つまりクロッパ―は生計の基礎さえ不安定であり、まして自作農へ向上するた

めの資本蓄積は一層困難である。

クロツパーが多いのは労働力の過渡の存在とそれを利用する地主經營の存在による。すなわち棉作及び煙草作も多量の労働力の投下を必要とするが、賃労働者でなくクロツパーを利用して、賃銀相當物を收穫物で折半して支拂うことにより少くも收穫期迄は必要労働力を保持し、また労働能率を増大しうる。手労働を主とする栽培にあつては、分益によつて労働能率を維持することは重要である。また作物の好、不況及び價格變動による危険を分散する意味も幾分ある。従つて地主にとつてはクロツパー式は非常に有利である。例えば、一九一三年にミシシッピ河岸の棉作地方についての調査によれば各借地農形態別に見た地主資本の利廻りを比較すると第十五表の如くである。

第15表 地方の種類の地主資本の利廻り：1913年

借地農種類	地主資本の利廻り	借地農の所得
クロツパー	13.6%	333
分益借地農	11.8%	398
定額借地農	6.6%	478

[註] E.A. Goldenweiser and L. E. Truesdell : Farm Tenancy in the U.S., U.S.D.C., Census monographs IV, 1924, p. 133.

地主にとつてクロツパー式が非常に有利であり、之に固執する程クロツパー經營における固定的な、低所得、零細性を解決することはますます困難となる。しかもその數が三〇年迄は全般的に増加し三五年に至つてもなお東南中央地方では増

加している(第一六表)。

第16表 クロツパーの割合並びに増減：1920~35年

年 度	合 衆 國		南部大	東 南 中 央	西 南 中 央	
	千	%	岸 地 方	地 方	地 方	
1920年	561	8.7		17.5	19.2	15.7
25	623	9.8		-	-	-
30	776	12.3		23.1	26.5	22.7
35	716	10.5		19.3	25.4	18.1
40	-	-		-	-	-
増 減 數	千			千	千	千
1920年	561	-		203	202	156
20~30	+	215	+	42	79	95
30~35	-	60	-	24	8	45

[註] 1920年度は U.S. Census of 1920, Vol. V. p. 133~34.
 その他年度は U.S. Census of 1935, Vol. V. III, p. 110.
 クロツパーの割合は各地方の總農家中に占める割合。

(註一) C. O. Brannen: Relation of Land Tenure to Plantation Organization, a Bulletin manuscript in the U.S.D.A., Bureau of Agrl., Ecos., Div. of Land Ecos. C.L. Stewart, *ibid.*, p.176.

(註二) C.O.Brannen: Problems of Croppers on Cotton Farms, J. of F. E., Feb., 1938. p. 153.

なお定額現物借地農との差異について、スチュアート氏は次のように云う「(定額現物借地農の多い)之等の州(サウスカロライナ及びジョージア)では、分益借地農(share tenants)はクロッパ―として分類され、法律的にもそのように取扱われる。之等兩州における分益借地農及全州(21 States)のクロッパ―は投下労働に對する補償として、他に地主からの特別な譲歩事項がない限り、被雇傭者留置權(a servant's lien)しかもたない。ジョージア、サウスカロライナにおける定額借地農及び定額現物借地農は、地主と特別の取りまめ(arrangements)をしないでも自己の作物取得分(crop interest)を信用の基礎(a basis for credit)として取扱うことができる。」(C.L. Stewart: *ibid.*, p. 176~76.)

(註三) C.L. Stewart: *ibid.*, p. 176.

(註四) C.L. Stewart: *ibid.*, p.181.

(註五) H.A. Turner: *ibid.*, p. 517.

(註六) C.O. Brannen: *ibid.*, p. 155.

(註七) H.A. Turner: *ibid.*, p.518~19. なおプランテーション

ンとは、南部では、通常は相當大規模の農場について云われ、農業労働力が賃労働者によるか借地農によるかを問わな。センサス局では、借地農の労働力に依存するプランテーション(a tenant plantation)を次のように定義づけている。「借地農の労働力に依存するプランテーションとは相當面積の纏つた地積をもち、一個人または會社が一括して監督乃至管理し、その地積の一部または全部が少くとも五個以上の地片(tracts)に細分されてそれぞれ借地農に賃貸せるものである」(H.A. Turner: *ibid.*, p.539.)

(註八) 黒人に對する前貸は三月一日に始まり、九月一日迄はエーカー當り一ヶ月〇・五弗を越えない範圍でなされ、それ以後は更にその半に切下げられる(H.A. Turner: *ibid.*, p. 518.)

(註九) このような大借地農(白人)は、棉花摘取作業の他は家族労働力で經營するのが普通である。然し子供が幼く労働力が不足した場合には棉作地の一部をクロッパ―に複貸する。この場合、クロッパ―は労働力及び綿繰費の二分の一を負担して栽培した棉花及びとりもろこしの二分の一を取得する。この地方の借地農は役畜、飼料、農具及び綿繰費の四分の三、脱穀費の三分の二を負担し、借地料として棉花の四分の一、穀物(とりもろこし)の三分の一を支拂う。従つてクロッパ―に複貸した借地農は、役畜、飼料、農具、綿繰費の四分の一、脱穀費の三分の二を負担して、棉花の四分の一

穀物の六分の一を取得することになる。なおクロツパリの監督労働及び時にはクロツパリの生計補充のため前貸しをやらねばならぬ。(H.A. Turner: *ibid.*, p. 516.)

(註一〇) 例え一九三〇年代で、三十萬エーカーの土地を耕作するのに、棉作ならば栽培、收穫及び綿繰りまで一年間二五五五百萬労働日を要するが、とうもろこし作なら一〇百萬労働日ですみ、燕麥及び乾草栽培ならば僅かに四五乃至五〇百萬労働日しか要しなす。M. R. Cooper and Others: *Defects in Farming Systems and Tenancy*, U.S.D.A., Soils and Men, 1938, p. 144. 棉作における投下労働日を反當換算(エーカー \parallel 〇・四反として)すると約二日となる。

II、普通の分益借地

クロツパリ以外の普通の分益借地では、地主は土地を、借地農は労働力をそれぞれ提供し、經營資本を兩者で分擔して總収益を一定割合で分配する。なお合衆國では地主が經營の指導、監督に當る場合が多い。収益の分配割合には四分の一、三分の一、五分の二、折半及び三分の二等いろいろあるが、主として全國各地に行われているのは折半式である。収益の分配割合が異なるに應じて經營資本の分擔が違ふことは云うまでもないが、同じ折半式でもいろいろの相違がある。一九二〇年センサスでは普通の分益借地農のことを「自己所有の役畜を提供し、農場の使用に對して生産物の一定割合を支拂う者」と規定しているが、役畜の所有とその提供はミニマムの條件で、分益借地農が分擔する經營資本は、

役畜に限らず其他の家畜、農機具、肥料其の他いろいろの場合がある。

北部中央地方には分益借地農が多く全國借地農總數の三割三分を占めていることを既に見たが、そこでは小麥及びとうもろこし等の穀作地帯が大きな割合を占めている。穀作地方においては折半式が極めて普通に行われている。

とうもろこし作地帯に屬する伊利ノイス州フォード・カウンティでは燕麥ととうもろこしの栽培及び食用家畜の飼養が中心となつており、兩作物の二年輪作が行われる。この地方には高度に機械化された大企業的經營が多いが、分益借地農の平均農場總面積は一八五エーカーで、カウンティの全農場平均よりも稍大きく、分益借地農は借地農總數の九割近くを占めている。この地方の典型的な例を示すと、借地農は労働力、農具、家畜(役馬七頭を含む)、種子、飼料及び脱穀費等を負擔する。分益作物たるとうもろこし及び燕麥をそれぞれ七〇エーカー、七五エーカーを耕作し、收穫の二分の一を地主が取得する。地主は經營資本を全く負擔しない。それにも拘わらず地主取得の割合がこのように高いのは、地主提供の土地建物評價額が他の經營資本に比べて著しく高いことによること(一)が大きい。更に借地農は農場内の分益作物以外の耕地五エーカーの使用に對してエーカー當り六弗の定額借地料を支拂う。この地方では乾草用土地及び牧草地に定額借地料を支拂う場合が多い。すなわち分益 \parallel 定額借地農がこれであつて、フォードカウンティの分益借地農總數の七二%を占めている。然し全

國的には少く、分益借地農總數の一割に満たない(第十四表)。定額借地料の額は絶對額としては必ずしも多くはないが、借地農にとつて耕地の利用價值からすれば相對的に高い。従つて借地農場における乾草用地、牧草地は少い。地主は取得した穀物を全部を販賣し、借地農は飼料の殘餘を販賣するが、その販賣に際して南部に見られるように地主に依存することはない。

同じく穀作地帯でも春小麥地域に屬しているノースダコタ州カスカウンティでは少し異なる。そして之が折半式の普通の方法なのであるが、ここでは借地農が全農家の五分の二を占めていゝる。その殆んど全部が定額借地農で、分益借地農も僅か許りいる(分益借地農總數の六%)。農場經營面積は一般に大きく、カウンティ平均四二一エーカーで、分益借地農場は四二六エーカーである。六四〇エーカーの賃借農場について示すと、借地農は農具、役畜、飼料及び勞働力を提供し、更に收穫における結束繩を負擔し、地主の取得分を近傍の町にある倉庫まで運搬する。地主は分益作物の種子の全部及び脱穀費の半額を負擔して總收穫(小麥、大麥、ライ麥、オーツ麥及び麻)の二分の一を取得する。借地農は分益作物として小麥を二二〇、大麥一〇〇、ライ麥五〇、燕麥七〇及び麻一〇エーカーを耕作している。なお當地方では穀物栽培に有害な雜草防止としてとうもろこしをよく植えるが、土地の手入れを條件として借地料は無代である。更に乾草用地三五、牧草地五〇及び馬鈴薯作三エーカーについては、何れも借地料無償である。この地方では春穀物を適時に播種し、また土

壤を適宜に整えるために秋耕が必要な作業となつてゐるが、その費用の一部を地主が負擔する場合もある。

以上は穀物についてであつたが家畜についても分益が行われる。殊に連作によつて地力の損耗が甚だしくなつて地力維持が痛感され、また家畜及び畜産物價格が高騰すると共に、分益貸貸農場の地主で家畜による收入を分益する賃貸方法に移行するものが多い。主としてニューヨーク、オハイオ、イリノイス、ウイスコンシン、アイオワ及びミネソタ等の北部諸州における酪農地域に行われる。これは地主が土地建物の外に牛、豚等の生産畜の全部又は一部(半數が多い)を提供し、また諸經費の半額を負擔して酪農による收入を折半する。借地農は農具、役畜、生産畜の一部(多くは半數)及び勞働力を提供し、また諸經費の一部を負擔する。穀物及び家畜農場(Grain and live stock farms)における典型的なものとしてオハイオ州の穀物、畜牛、豚を主とする五〇〇エーカーの農場について云うと、借地農は勞働力、農具及び役畜として八乃至一二頭の馬を提供する。他に馬四頭及び家畜(乳牛四頭、去勢牡牛三四頭、仔馬四頭、北羊四三匹及び種豚一〇匹)については、それぞれ二分の一づつ權利(a half interest)を持つ。借地農はとうもろこし、冬小麥、燕麥、クローヴァ、チモシー等を約三〇〇エーカー耕作し、全部飼料に充てるのが建前であるが、もし穀物を販賣した場合には地主はその半額を取得する。全、家畜の飼料は分割してなく(undivided)、購入分については兩者が均等に負擔する。脱穀、梱包、麻繩、種付費、仲介手數

料等の諸負擔も均分される。これらの支拂及び収入に際して、銀行に合同勘定 (joint account) を設ける場合もある。ところによつては穀物の代りにより有利な馬鈴薯、罐詰用作物や煙草を栽培する場合があるが (例えばニュージャージー州の馬鈴薯及び酪農) その場合でもやり方は穀作及び家畜の分益借地と餘り變らぬ。またウイスクンシン州及びニューヨーク州においては屢々地主が牝牛の全部を提供して酪農収入の半額を取得し、仔畜を生じた場合には之を全部地主の所得とし、牝牛を他へ賣却した時にはその半額を地主が入手する。なおこの場合に、一般に借地農は斃死による損失の半額を負擔する。

以上が折半式の主な場合であるが、その他に四分の一式、三分の一式、五分の二式等がある。それぞれ分益作物の相當割合を地主が取得するのであるが、折半式に比べて分益借地の典型的なものとは云い難い。四分の一式は分益借地料の割合としては最も低いもので、ダコタ、ネブラスカ、カンサス、オレゴン、及びカリフォルニア等の諸州の劣等地について行われる。三分の一式は北部中央地方の地價が高い地方 (そこでは折半式) を除く他のところで行われる方法であるが、地主は穀物の三分の一を受けける他に、屢々麥稈の全部及び乾草の二分の一を取得することがある。五分の二式とは地主が穀物及び麥稈の五分の二を取得するもので、アイオワ、ミズーリ、インディアナ、及びイリノイスの諸州の豊饒地において行われる。四分の一式、三分の一式及び五分の二式の各方法を通じて共通に見られることはもつぱら北部・西部

に行われ、借地農が全部の經營資本を負擔し、地主は栽培すべき作物の種類及び作付面積を指定するだけで、その他のことについては借地農の自由に任せることを通常とする。この點、特別の場合を除いて、折半式とは大分違ふ。

次に南部における黒土大平原地方の棉作地帯には三分の一及び四分の一式 (third and fourth system) と云うのがある。之は白人の大借地棉花農場に行われる。例えば、南部の借地農場としてはかなり大きな一〇〇エーカーの農場 (同地方のエリス郡全農場平均五二エーカー) について云うと、白人借地農は棉花七〇、とうもろこし二〇、及び燕麥六エーカーを耕作し、農具、役畜 (四頭)、飼料、種子及び勞働力を提供し、地主に對して穀物の三分の一及び棉花の四分の一を支拂う。地主は農場を提供する他に綿繰費及び脱穀費を取得割合に應じて (脱穀費三分の一、綿繰費四分の一) 負擔する。これらの大借地農は屢々借地農場の一部をクロッパリーに復貸する (本節I、註九) ことがある。これらの白人大借地農にあつては、南部棉作地帯のクロッパリーや貧困な借地農によく見られる地主からの前借は行われないうで、むしろこれらの大借地農と複貸をうけたクロッパリーの間に行われる。

(註一) H. A. Turner: *ibid.*, p. 513.

(註二) 次表によれば、イリノイス州フォードカウティでは借地農場における土地建物評價額が家畜農具評價額に比べて著しく大きい。後者は全農場平均であるため直接に比較しえないが、カウンティ平均の農場總面積と借地農場のそれとは大

差がなく、經營方法もそれ程差がないと見られるので、農具家畜評價額は借地農場平均とカウンティ平均とは大差ないと思われる。他の地方では土地建物評價額と家畜農具評價額とは、フオードカウンティに見られる程の差がなく。

- (註三) H. A. Turner :
 ibid., p. 513~14.
 (註四) H. A. Turner :
 ibid., p. 519.
 (註五) H. A. Turner :
 ibid., p. 519~20.
 (註六) H. A. Turner :
 ibid., p. 521.
 (註七) H. A. Turner :
 ibid., p. 514~16.

州、カウンティ		州サスイ	ケリテ	コオイ	ダアテ	スカー	ノタカ	イステ	ノオン	リフウ	イ州カ	一フカ	ヨエン	エジン	ユクア
借地	農場	面積(エーカー)			426			185				164			
平均	均	土地建物評價額(弗)			34,572			58,249				8,950			
カウ	テ	家畜農具評價額(弗)			4,749			3,802				3,253			
の	農場	農場面積(エーカー)			421			179				135			
平均	均														

[註] U. S. Census of 1920.
 H. A. Turner : ibid., p. 510.

四、分益借地の經濟的基礎事情

以上のように農場の賃借にはいろいろの場合がある。然し定額借地、分益借地、クروطパー式にはそれぞれの特徴と見られるものがある。上述の各地方の實例についてもよいが、なるべく他の條件を共通にするため、南部棉作地帯のヤズー＝ミンシッピー河デルタ地帯に見られる例で示そう。第十七表がそれである。クروطパーの提供するものは労働力が主で他には殆んどない。分益借地は労働力の他に經營資本の一部を負擔しているが、全部ではない。定額借地は労働力の他に經營資本の殆んど全部を負擔している。そしてそれらの負擔に應じて分益の割合が増減し、或いは定額となつている。地主が土地及び建物等の不動産を提供することはいずれの賃貸形式をとろうと變りはないが、他のいかなる生産手段をどのような割合で負擔するかによつて地主借地農の關係が變つてきている。それは單にこの地域にのみ見られるものではなく、前述した地域においても明瞭である。

合衆國では農場賃貸の典型的なものとは定額借地農ではなくて分益借地であり、しかも普通の分益借地である。更にそのうちでも四分の一式、三分の一式、五分の二式等のように借地農が土地及び建物以外の經營資本の全部を負擔し、地主は賃貸農場の經營に参加しないというやり方は一般的でない。すなわち地主は賃貸農場の經營の指導及び監督に當り、借地農は労働力を提供し、地主の提供する土地建物以外の經營資本を兩者で分擔して、總收穫を

第17表 ミシシッピ州ヤズー＝ミシシッピ河デルタ地帯における各借地農別諸負擔の相違：1913年

	ク ロ ッ パ ー 式	分 益 借 地	定 額 借 地
地 主 提 供	土家屋 <small>或いは小</small> 燃農役飼種肥料の二分の一 地屋料具畜料子	土家屋 <small>或いは小</small> 燃 肥料の四分の一 <small>或いは三分の一</small>	土家屋 <small>或いは小</small> 燃 地屋料
借 地 農 提 供	勞 働 力 肥料の二分の一	勞 働 力 畜料具子 <small>或いは三分の二</small> 役飼農種肥料の四分の三 <small>或いは三分の二</small>	勞 働 力 畜料具子 役飼農種全 肥 料
地 主 取 得	收穫物の二分の一	收穫物の四分の一 <small>又は三分の一</small>	貨幣乃至棉花の一定量
借 地 農 取 得	收穫物の二分の一	收穫物の四分の三 <small>又は三分の二</small>	一定量を除いた残り全部

一九二〇年を中心とするアメリカ合衆國の農場借地の實態

〔註〕 E. A. Foegar and E. A. Goldenweiser : A Study of the Tenant Systems of Farming in the Yazoo-mississippi Delta, U.S. D. A., Bulletin No.337.
E. A. Goldenweiser and L. E. Truesdell, Farm Tenancy in the U. S., U. S. D. C., Census monographs IV, 1924, p. 131.

一定割合で分配するやり方が多い。特に折半式が國內各地に廣く行われている。次にかかる分益借地の成立する基礎事情について考察する。

分益貸農場の地主が經營の指導監督に當ることは、農場の地力維持ということもあろうが、むしろそれよりも農場の總收益を増大させることによつて自己の取得分を多くし、併せて指導監督の報酬（取得割合を高めることによつて）をも得られるところにある。然しそれが行われるためには地主が農場經營の指導監督をなしかる、ことが必要である。従つて地主は農場經營について優れた能力があり、しかも管理しうる機會をもつてゐる者でなければならぬ。一九二〇年に行われた二四州、の二三、〇〇〇人の地主調査によると、農業以外の職業に従事している地主は南部北部共に約三分の一にすぎず、他の三分の二は農業に従事しているか或いは現在農業を行つていなくとも嘗て行つた經驗をもつ隠退農である。地主總數のうちで隠退農地主は北部で三割五分、南部で一割を占めている。また同年度に行われた二四州の二七五、〇〇〇の借地農場についての調査によれば、地主の八割は貸農農場と同一カウンティ内に、一割強は隣接カウンティに居住している。不在地

第18表 地主居住地別各借地農の割合：1900

地主居住地	分借地	益農	定借地	額農
地主が同一カウンティに居住する場合		64.9%		35.1%
地主が同一州内の他のカウンティに居住する場合		57.6		42.4
地主が他州に居住する場合		53.5		46.5

【註】 U. S. Census of 1900, V, Table 22, C. L. Stewart : ibid., p. 190.

第19表 賃貸農場の所有數別、地主、賃貸農場の割合：1920年

所有賃貸農場數	地主の割合	賃貸農場數の割合
1	79.7%	49.2%
2~4	17.1	25.4
5以上	3.2	25.4
計	100.0	100.0

【註】 24州の275,000借地農場についての調査。L. C. Gray and Others : ibid., p. 474.

第20表 各年齢層における土地保有態様別農民の割合：1920年

年齢別	分益及び分借地	定額及びその他借地	自小作農	抵當自作農	無抵當自作農	計 (除管理農)
25歳未滿	63.4	12.4	5.0	7.6	10.2	98.6
25~34歳	42.7	13.8	8.9	17.1	16.2	98.7
35~44歳	28.7	11.1	10.5	22.0	26.6	98.9
45~54歳	21.1	9.0	9.8	21.6	37.6	99.1
55~64歳	14.2	6.5	7.7	19.7	51.2	99.3
65歳以上	10.8	5.7	4.7	14.1	64.1	99.4

【註】 U. S. Census of 1920. U. S. D. A : Agr. YB., 1923, p. 550.

營能力、指導監督の機會を持つてゐる。従つて地主は定額貸貸よりもむしろ分益貸貸を選び、収入を多くしうる。定額貸貸よりも分益貸貸によつて自己の収入を多くしようとするものが明らかとなる。

次に地主による指導監督は、借地農もまた之を必要とする時に一層圓滑に且つ廣汎に行われることは明らかである。合衆國の借地農、特に分益借地農は年齢が若く、二五歳未滿が六割以上を占め

主は非常に少い。

第十八表により地主の居住地別に定額借地農と分益借地農の割合を見ると（一九〇〇年—この年には定額借地農の割合は各年度中最大であつた）、地主が遠隔地に居住する程度定額借地農の割合は増加している。地主が農場經營に参加できない時に定額借地農が多く採用されると云えよう。更に合衆國では地主の八割近くは一農場所有者で之を一人の借地に賃貸している（第十九表）。つまり一農場—地主—借地農である。かくて合衆國の多くの地主は農業經

ている(第二十表)。従つて経験も淺い。第十二表で見たように、分益借地農は、小麦、とうもろこし、棉花等の現金作物に多いが、それだけに單に作物の好不況による影響ばかりでなく、農産物價格變動の影響を強くうける。また農場の經營管理、耕作のやり方には優れた経験と技術とを必要とする。その際、有能な地主の指導を受けることは年齢が若く経験も淺い借地農としても願うところであろう。借地農の能力が地主よりも優れ、或いは農場の經營が著しく容易で單に食糧自給程度であるならば、地主の指導が不必要であるばかりでなく、むしろ農業生産を阻害し、借地農が之を避けるようになることは明らかである。

地主の指導監督のあることは地主と借地農の關係をより煩鎖なものとする傾向があり、借地農は農場經營の能力が向上すると共に、條件のよい農場に移動するようになる。

地主が經營資本を分擔することは、借地農にとつては自分で所有しない資本をも利用して農場經營を効果的に行い収益を増大させる利益がある。然しそれは借地農の資本が少いことを前提してのことであつて、借地農が充分の資本をもつならば、地主の分擔は必要でないばかりか、不利でさえある。借地料が地主提供の經營資本に對する利子を見込んで決定されるからである。従つて分益借地が、經營者の所有する資本額が少い期間についてのみ行われるならば、そしてまた經營者の資本蓄積が可能であり、その蓄積と共に地主の分擔する割合の少い農場賃借へ移行し遂には農場をも所有すると云うコースを實現できるならば、年齢も若く経験も淺い農民が自作農へ向上する一段階として、分益借地は積極的

に支持されるであらう。第二〇表からも察せられるように、合衆國では農業勞働者↓分益借地農↓定額借地農↓自作農と云う向上が見られる。一九二〇年度センサスにおいて過去の農業經驗(Farm experience)について報告のあつた約三三五萬の農家について見ると、その内一四七萬が始めからの自作農であり、二〇〇萬餘りが上述の農業階梯の全部又は一部を経て自作農となつてゐる。

このような農業階梯の存在を前提として、合衆國の分益借地農は廣汎に存在したのである。その場合、先に述べたところの合衆國に一般的な一農場一地主一借地農と云う關係が、經營資本の分擔による利益を積極的に實現させる基礎となつてゐる。日本によく見られるように一人の小作人が數枚の小作地をそれぞれ別の地主から借入れている場合には、一地主が經營資本(例えば肥料)の一部を分擔しても、それが自己所有の小作地にもみ利用されるとは限らず、屢々その利益が他の小作地にも分散されよう。分擔した地主の利益が充分に實現されないならば、經營資本の一部を地主が分擔する筈がないことは明らかである。

但し合衆國の分益借地農の提供する資本額は、クロツパーとは異つて必ずしも少額ではない。いろいろの場合があるが(第二十表参照)、少くとも役畜の一部(二分の一)又は全部を提供してゐる。農作業動力源としての役畜は、農業機械動力が未だ十分の發達を遂げない一九二〇年頃迄は殊に重要な地位を占めていた。然しまた、土地建物以外の所要經營資本額の全部を提供しないのが通常である。もし經營資本の全額を提供し、しかも分益借地で

第21表 分益借地農場における項目別借地農負擔の割合による事例數（多くは折半式）：1918年
 （インディアナ州クリントン
 カウンティの30農場調査）

一九二〇年を中心とするアメリカ合衆國の農場借地の實態

諸 項 目	借 地 農 の 負 擔 割 合						
	0	1/3	1/2	2/3	全 部		
資 本	不 動 産	{ 土倉 其他 地庫 建物	30	-	-	-	-
			30	-	-	-	1
	機 械	{ 其他 建 築 物	-	1	-	11	18
			-	1	15	1	13
	家 畜	{ 役其 豚 馬 牛 禽	-	1	4	3	22
			-	1	4	1	14
	飼 料	{ 其 他 的 飼 料	-	1	10	2	16
			-	-	5	-	25
	租 稅	{ 不 動 産 稅	-	-	-	-	-
			30	-	-	-	30
保 險	{ 建 築 物 損 失 險	-	3	10	5	12	
		-	1	5	-	23	
修 繕 費	{ 建 築 物 損 失 險	30	-	-	-	-	
		1	9	1	2	13	
費 用	機 械 力 賃 借 費	{ 相 互 的 賃 借 費	19	-	-	-	-
			28	-	-	-	-
	機 械 力 賃 借 費	{ 相 互 的 賃 借 費	-	1	2	-	4
			-	-	2	1	3
	機 械 力 賃 借 費	{ 相 互 的 賃 借 費	-	-	-	-	2
			-	-	2	-	7
	飼 育 費 用	{ 種 裝 運 費	1	1	3	-	1
			-	1	5	-	22
	諸 材 料	{ 大 飼 金 燃 種 撒 荷	-	-	2	1	7
			-	-	1	-	26
勞 働 力	{ 機 械 運 轉 他	-	1	6	1	18	
		-	1	7	10	1	
諸 材 料	{ 大 飼 金 燃 種 撒 荷	-	1	11	-	12	
		-	1	1	4	23	
諸 材 料	{ 布 造 材 子 料 繩	-	6	16	6	2	
		-	1	3	-	1	
勞 働 力	{ 機 械 運 轉 他	-	-	1	-	5	
		-	-	-	-	25	

[註] L. C. Gray and Others : ibid., p. 591.

あるならば、借地料は借地農の追加投資による收益増加部分にまで屢々喰込む。従つて分益借地農は資本投下を或る程度に抑制することは明らかである。その追加投資の最大限は投資額と地主に支拂つた残りの借地農取得分とが見合ふ點までであろう。之は農業の發展を抑制する。それよりもかかる借地農自身が分益借地よりも、定額借地を望む。故に合衆國ではこのような場合は定額借地が多い。農産物價格の騰貴により、地主側において定額よりも分益を希望する場合がある。その際には分益借地農で土地建物以外の經營資本の多くを提供していても、金肥、種子、脱穀費、綿繰費等を分擔するものが多い。

かかる分益借地では、酪農の折半式に典型的に見られるのであるが、地主と借地農とは恰も共同の出資を以て共に經營するやうな關係にある。従つて兩當事者は農業經營の損益を共に負擔することが正當であり、總收益の定率分配が行われる所以である。地主、借地農共に經營資本を分擔して、できるだけ多額の總收益を擧げようとするなら、兩者の利益は正に一致する。然しそのためには、收益の分配割合をそれぞれの分擔割合に應じて公正に行い、またその分擔割合に變動を生じた時には、それに應じて適當に變更することを必要とする。つまり分擔資本の評価が問題となるが、その評價自體が容易でないうえに、毎年の價格變動は分擔したものによつてそれぞれ異なる。地主が指導監督し經營資本の一部を分擔する場合には地主の力が相對的に強く、従つて評價もまた地主に幾分有利に決定されることは免れない。例えば第九表に

見られるように借地農場のエーカー當土地評價額は自作農場よりも高い。然るに兩者の土地生産性は左程の相違は見られず、従つて借地農場では地主の分擔部分を過大に評價したものと見られる。以上のように地主の指導監督、經營資本の分擔が合理的に行われその評價が公正になされるならば、それらは分益借地の利益を保證し、合衆國の分益借地を積極的に推し進めるものであろう。ところがそれらが理想的に行われることは容易でなく、むしろそれを繞つて地主と借地農とが紛糾を起し易い。そうなると、もともと農業階梯の存在によつて借地農としての期間が短く上に、更に一農場を繼續して占有する期間が

第22表 各借地農及び自作農の農場占有期間 (合衆國平均) : 1910年

分借地	益農	定額借地	抵自	當作	附農	無自	抵作	當農
2.6年		3.8年			9.2年			14.0年

[註] L. C. Gray and Others : *ibid.*, p. 594.

短くなり、借地農は浮動的となる。例えば第二十二表によれば、分益借地農の一農場當り繼續占有期間は合衆國平均二・六年(一九一〇年)である。他の借地農或いは自作農に比べて著しく短い。また一九二〇年センサスによれば農業労働者から借地農を経て自作農となつた農民については(第二十三表)、平均八・〇年を借地農として過してきているので、之に前の二六年を對照させると(但し分益借地農から自作農となつたと假定し、まだ兩データが一九一〇年

第23表 自作農たる期間別に見た農業経験年數 (合衆國平均) : 1920年

自作農たる期間	労働者の期間	借地農の期間	自作農の期間	自作農數
1~4年	5.8	8.9	2.3	167,000
5~9	6.0	8.7	6.8	143,000
10~14	6.0	8.5	11.6	132,000
15~19	5.9	1.9	16.6	97,000
20~24	5.9	7.3	21.2	73,000
25~29	5.6	6.3	26.3	44,000
30~34	5.4	6.1	31.0	33,000
35~39	5.0	5.3	36.2	18,000
40~44	4.9	5.0	40.9	12,000
45以上	4.2	4.0	48.8	6,000
平均(計)	5.8	8.0	13.3	725,000

[註] U. S. Census of 1920' Vol. V, p. 459.

と二〇年の差があることを捨象する(借地農である間に農場を
回以上移動していることになる)。

契約に際しても長期よりも短期が一般的で、一年契約が多いの
も同様な理由に基づくところが大きい。

(註一) L. C. Gray and Others: *Ibid.*, p. 534.

(註二) U. S. Census of 1920, Vol. V, p. 459. なお前経歴に
ついでに報告洩れもあると考えられるので、始めからの自作

一九二〇年を中心とするアメリカ合衆國の農場借地の實態

農數は必ずしも正確でない。然しその數は一四七萬を下廻る
ことはあつても上廻ることはない。

(註三) E. A. Goldenweiser and L. E. Trussell: *Ibid.*,
p. 36.

五、要 約

以上を要約すれば、

(1) 合衆國の借地農は一九二〇年度において總農家數の約四割
弱を占め、自作農に次いで重要な地位にある。しかもその割合は
増大しつつある。

(2) 地方的には南部及び北部中央地方に多く、總借地農の九割
以上を占める。

(3) 借地農は棉花、米、烟草、甘蔗、とうもろこし及び小麦等
の主要な農作物地域に多く、普通農業、酪農及び都市消費向特殊
作物には少い。

(4) 定額借地農よりも分益借地農が多く、且つ増加しつつあ
る。分益借地農は主要作物地域及び家族農場規模經營に多い。よ
つて分益借地が合衆國の農場借地の典型と見られる。

(5) 南部借地農には一般に零細農が多く、殊に零細なクロッバ
ー及び定額現物借地農は、殆んど南部にのみ見られる。

(6) 北部・西部の借地農は平均して自作農場と同等以上の規模
で、普通の分益借地が多い。

(7) 普通の分益借地の特徴は、(a)地主が土地建物を提供する

第24表 所有面積別農家戸数及び農地面積の集中傾向
(1920年=100とせる1940年の指數)

	3エーカー未	3~19	20~49	50~97	100~499	500~999	1,000以上	合計
戸数	180	133	78	88	92	111	149	95
面積	150	120	81	89	93	111	165	111

(註) Stat. Abst. 1946, p. 574. (細野重雄氏「アメリカ農業の機械化」農林省農業綜合研究所、昭年24刊. p. 156)

ほか指導監督をも行い、借地農は勞働力を提供し、(b)土地建物以外の經營資本は兩者で分擔し、(c)その收益を定率で分配する。

(8) このような普通の分益借地が廣汎に行われる經濟的基礎事情は次のようなものである。

(a) 一農場一地主一借地農の關係。之は合衆國特有の土地制度による。(b) 資本蓄積の可能。従つて借地關係から云えば農場借地における總收益の分配は適正でなければならぬ。(c) 農業階梯の存在。そのためには適度な (optimum) 農業人口の存在と經濟的に自由な移動が可能であることが必要である。

然し之等の諸條件の實現は必ずしも容易ではない。この例を挙げよう。第二十四表に見られるように一九二〇―四〇年間に

一九二〇年を中心とするアメリカ合衆國の農場借地の實態

一六〇

土地所有の集中が進行している。またミネソタ州に行われた三〇年代の調査によれば、個人地主の三分の二以上は貸貸農場を賣りに出しており、會社地主の大半もまた同様である。更に第二十三表により、自作農の期間別に農業經驗年數を見ると、新しく自作農になつた者ほど勞働者、借地農の期間が長い。一九二〇年迄のうちにも既に自作農への向上が次第に長年月を要してきている。農場貸貸の典型と見られる分益借地場の増加自體はそれ程問題ではなく、以上の諸條件を缺く分益借地農の増加が問題となる。

(註1) M. R. Cooper and Others: *ibid.*, p. 155.